被災者支援に関する各種制度の概要

（令和７年 牧之原市台風15号に伴う竜巻等災害 ）

牧之原市

（令和８年８月 12 日現在）

※支援内容は、上記時点のもので、変更等がある場合には、随時更新します。

経済・生活面の支援　～被災後のくらしの状況から支援制度を探す～

被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度	ページ
○制度支援状況		
	・ささえあいセンター	・・・1
	・被災届出証明の申請・交付【更新】	・・・1
	・災害ごみ	・・・2
	・ボランティアセンター【更新】	・・・3
	・災害見舞金	・・・4
○親や子供等が死亡した		
	・災害弔慰金	・・・5
○負傷や疾病による障害が出た		
	・災害障害見舞金	・・・5
○当面の生活資金や生活再建の資金が必要		
	・被災者生活再建支援金【更新】	・・・6
	・被災者生活再建支援金(市独自)【更新】	・・・8
	・生活福祉資金制度による貸付 （緊急小口資金・福祉費（災害援助費））	・・・9
	・母子父子寡婦福祉資金貸付金	・・・10
○子どもの養育・就学を支援してほしい		
	・教科書等の無償給与	・・・11
	・特別支援学校等への就学奨励事業	・・・11
	・小・中学生の就学支援措置	・・・11
	・静岡県高等学校等奨学給付金(家計急変)	・・・12
	・(静岡県)教育奨学金の貸与	・・・12
	・県立学校授業料の減免	・・・12
	・静岡県私立高等学校等就学支援金(家計急変)	・・・12
	・静岡県私立高等学校等専攻科修学支援金(家計急変)	・・・13
	・静岡県私立高等学校等授業料減免(家計急変)補助金	・・・13
	・静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)	・・・13
	・国の教育ローン(災害特例措置)	・・・13
	・大学等授業料等減免措置	・・・14
	・高等教育の修学支援新制度(家計が急変した学生)	・・・14
	・日本学生支援機構の貸与型奨学金(緊急採用・応急採用)	・・・14
	・JASSO 災害支援金	・・・14
	・保育料の減免	・・・15

経済・生活面の支援　～被災後のくらしの状況から支援制度を探す～

被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度	ページ

○税金や保険料等の軽減や支払猶予等をしてほしい

・被災代替家屋に係る固定資産税の特例　・・・16
・被災住宅用地の特例　・・・18
・被災代替償却資産の特例　・・・19
・国民健康保険の医療費の一部負担金減免等　・・・20
・介護保険料の減免　・・・21
・国民年金保険料の免除　・・・22
・漏水に伴う水道料金の減免　・・・22
・国税の特別措置　・・・23
・自動車(旧:自動車税種別割)の減免　・・・25
・マイナンバーカード等の再交付手数料の免除　・・・26
・住民票等の交付手数料の免除　・・・26
・税証明書の手数料の免除　・・・27
・大規模災害による旅券手数料の減免　・・・28
・紛失・破損等した図書館資料の弁償免除　・・・29

住まいの確保・再建のための支援
～住まいの被災状況と再建の意向から支援制度を探す～

再建の意向	活用できる支援制度	ページ
○住まいを建て替え・取得したい		
	（独立行政法人受託金融支援機構の融資）	
	・災害復興住宅融資（建設）	・・・30
	・災害復興住宅融資（購入）	・・・31
	・災害復興住宅融資（補修）	・・・32
	・住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	・・・33
○住まいを補修したい		
	（災害支援資金等の貸付）	
	・生活福祉資金制度による貸付 （福祉費（住宅補修費））	・・・34
	・母子父子寡婦福祉資金貸付金	・・・34
○賃貸住宅に移転したい		
	・賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）	・・・35
	・公営住宅への入居	・・・35
○土砂・家屋等を撤去したい		
	・公費解体制度	・・・36
○応急的に住宅を修理したい		
	・住宅の応急修理 （日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	・・・37

中小企業・自営業への支援　～事業再建のための支援制度を探す～

被災後の事業の状況	活用できる支援制度	ページ
○農林漁業の再建資金が必要【農林漁業者】		
	・（株）日本政策金融公庫による資金貸付	・・・37
○中小企業等の再建資金が必要【中小企業・小規模事業】		
	・災害相談窓口の設置	・・・38
	・小規模事業者経営改善資金（マル経融資）	・・・38
	・災害復旧貸付等の実施	・・・39

相談窓口　～相談窓口を探す～

相談窓口名・相談内容等	ページ
○こころの健康相談	
・不安、悩みなどのこころの健康相談	・・・40
○何でも無料電話相談【更新】	・・・40
・生活再建などについての相談	
○法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス）	
・解決に役立つ法制度や窓口の案内	・・・41
○消費生活相談	
・地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口の案内	・・・41

制度の名称	**ささえあいセンター**
支援の種類	サービス等
制度の内容	●被災前と後で生活環境の大きく変わった被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の困りごとを伺ったうえで各種情報を提供する、関係機関へつなぐなどの相談窓口を開設します。 ●対象世帯 ・応急仮設住宅に入居した方、半壊以上の被害を受け在宅で生活を続ける方など。 ●事業概要 生活支援相談員による継続的な訪問や相談対応と関係機関へのつなぎ、被災者支援制度等の各種情報提供、地域活動や交流促進等の支援など ●開設時間 平日、午前９時から午後５時まで（年末年始を除く） ●場所 牧之原市社会福祉協議会　榛原事務所（牧之原市静波 172-1）
活用できる方	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等で被災された方
お問い合わせ	ささえあいセンター　☎：0548-23-3325

制度の名称	**被災届出証明の申請･交付【更新】**
支援の種類	証明
制度の内容	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等で被災された場合、各種被災者支援策の手続きのために、災害対策基本法に基づき住家以外の被災届出証明交付申請を受け付けています。 ●証明書の申請・交付場所 場　　所：社会福祉課（牧之原市総合健康福祉センター「さざんか」１階） 住　　所：牧之原市静波 991 番地１ 受 付 日：毎週月曜日から金曜日まで　※ただし、祝日を除く。 受付時間：午前８時 15 分から午後５時（正午～午後１時除く） 持　　物：①身分証 ②被害状況が確認できる写真 ※現像は必須ではありません。スマートフォン等の画像データのままご持参ください。 ●証明書交付は、住家以外の家屋や家財などは「被災届出証明書」として順次発行しています。 ●罹災証明書の受付は、終了しております。
活用できる方	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等で被災された方
お問い合わせ	社会福祉課　☎：0548-23-0070

制度の名称	**災害ごみ**
支援の種類	サービス等
制度の内容	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等による災害廃棄物は、以下の施設で受け入れています ●受入場所・時間 場　　所：清掃センター（さんあーる）、リサイクルセンター 受入日時：月曜日～金曜日　・・・午前８時 30 分から正午 午後１時から午後４時 第１、第３土曜日・・・午前８時 30 分から正午 第２、第４日曜日・・・午前８時 30 分から正午 午後１時から午後３時 ※祝日、振替休日は搬入できません。 注意事項：搬入時に受付で罹災証明書または被災証明書を提示し、「災害ごみ」である旨を必ず申告してください。 受入ができるものを確認の上、品目ごとに分別をしてくださださい。 ※搬入できない・搬入を断られた品目は、購入先に相談いただく等、ご自身で処分先を探していただきますようお願いします。
活用できる方	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等で被災された方
お問い合わせ	環境課　　☎：0548-53-2609

制度の名称	**ボランティアセンター 【更新】**
支援の種類	災害ボランティア
制度の内容	●被災された方々の支援のため、家屋の片づけ・清掃などの支援活動を行っていただいております。 ●牧之原市ボランティアセンター 場所：牧之原市社会福祉協議会榛原事務所 （牧之原市静波 172 番地１） ※詳細は、社会福祉協議会ホームページを御確認ください。 ●災害ボランティア派遣を希望される方 支援内容：家財の片付けや運搬等 ※専門的な技術を要することや危険を伴う活動などの要望にお応えできない場合があることをご了承ください。 派遣のご依頼は、下記までご連絡いただき、お申込みください。 受 付 日：毎週月曜日から金曜日まで ※ただし、祝日を除く。 受付時間：午前８時 15 分から午後５時 受付電話：0548-22-5187 ●ニーズがあった場合のみ第４日曜日に実施するため、下記問い合わせまでご連絡ください。
活用できる方	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等で被災されボランティアによる住居のあと片付けなどをご希望される方
お問い合わせ	牧之原市社会福祉協議会榛原事務所 ☎：0548-22-5187（牧之原市社会福祉協議会榛原事務所）

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>災害見舞金【更新】</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>給付</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●住家が自然災害等により被害に遭われた方に災害見舞金をお渡しします。
【対象者】
①住家の被害を受け、半壊以上の「罹災証明」を受けた世帯主
②災害により１か月以上の治療を要する方
【災害見舞金】
<table>
<tr><th>見舞金の申請区分</th><th>罹災証明の判定結果</th><th>支給額</th></tr>
<tr><td>全壊</td><td>全壊</td><td>10 万円</td></tr>
<tr><td>半壊</td><td>大規模半壊、中規模半壊、半壊</td><td>５万円</td></tr>
<tr><td>負傷により１か月以上の治療を要するとき</td><td></td><td>１人あたり３万円</td></tr>
</table>
●申請場所
場　　所：社会福祉課（牧之原市総合健康福祉センター「さざんか」1 階）
住　　所：牧之原市静波 991 番地 1
受 付 日：毎週月曜日から金曜日まで
※ただし、祝日を除く。
受付時間：午前８時 15 分から午後５時（正午～午後１時除く）

【必要書類】①申請書兼請求書
②罹災証明書（写）
③振込先口座の通帳又はキャッシュカードの写し（世帯主名義のもの）
④診断書（負傷の場合のみ）
※令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等による負傷であること及び、治療期間が明記されているもの
⑤世帯主又は代理人の本人確認書類</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●災害により住家が「全壊」又は「半壊」された世帯の世帯主
●災害による負傷により、１か月以上の治療を要する方</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>社会福祉課　　☎：0548-23-0070</td></tr>
</table>

制度の名称	**災害弔慰金**
支援の種類	給付
制度の内容	●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が死亡した場合：市町村条例で定める額（500 万円以下）を支給 ・その他の者が死亡した場合：市町村条例で定める額（250 万円以下）を支給
活用できる方	●災害により死亡した方のご遺族です。 【ご遺族の範囲】 ア　配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ　上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る） ※対象となる災害は、自然災害で１市町村において住居が５世帯以上滅失した災害等です。
お問い合わせ	社会福祉課　☎：0548-23-0070

制度の名称	**災害障害見舞金**
支援の種類	給付
制度の内容	●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（250 万円）を支給 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（125 万円）を支給
活用できる方	●災害により以下のような重い障害を受けた方です。 1　両眼が失明した人 2　咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 3　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 4　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 5　両上肢をひじ関節以上で失った人 6　両上肢の用を全廃した人 7　両下肢をひざ関節以上で失った人 8　両下肢の用を全廃した人 9　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人
お問い合わせ	社会福祉課　☎：0548-23-0072

制度の名称	**被災者生活再建支援金【更新】**
支援の種類	給付
制度の内容	●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。 ●支給額は、次のとおりです。 （世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額が３/４になります。）

区分	基礎支援金	加算支援金		合計
全壊 解体 長期避難	100 万円 （75 万円）	建設 購入	200 万円 （150 万円）	300 万円 （225 万円）
		補修	100 万円 （75 万円）	200 万円 （150 万円）
		賃借 公営住宅を除く	50 万円 （37.5 万円）	150 万円 （112.5 万円）
大規模半壊	50 万円 （37.5 万円）	建設 購入	200 万円 （150 万円）	250 万円 （187.5 万円）
		補修	100 万円 （75 万円）	150 万円 （112.5 万円）
		賃借 公営住宅を除く	50 万円 （37.5 万円）	100 万円 （75 万円）
中規模半壊	―	建設 購入	100 万円 （75 万円）	100 万円 （75 万円）
		補修	50 万円 （37.5 万円）	50 万円 （37.5 万円）
		賃借 公営住宅を除く	25 万円 （18.75 万円）	25 万円 （18.75 万円）

※（ ）は単身世帯の金額になります。

●申請書類

基礎支援金：罹災証明書、住民票（世帯全員・続柄記載）など

加算支援金：契約書（建設・購入、補修、賃借の契約書）など

※いずれも通帳の写し（口座がわかるもの）が必要になります。

※その他、申請書等の必要書類は個別にご案内します。

●申請期間

基礎支援金：災害発生日から 13 か月以内

加算支援金：災害発生日から 37 か月以内

活用できる方	●制度の対象となる自然災害は、10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等 ●制度の対象となる被災世帯は、以下のとおりです。 ① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ※住家の被害程度が「半壊」、「中規模半壊」又は「大規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険である場合や修理に高額な費用が生じる場合等、災害起因のやむを得ない理由により解体した場合が

	対象となります。 なお、罹災判定を受けた住宅の一部解体は対象外であり、すべて解体（全部解体）しなければ対象となりません。 解体を予定している方は、事前にご相談ください。 ③　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) ⑤　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯) ●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。
お問い合わせ	社会福祉課　　☎：0548-23-0070

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>牧之原市被災者生活再建支援金（市独自）【更新】</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>給付</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>
●被災者生活再建支援制度（国制度）の対象とならない半壊及び準半壊の被害を受けた世帯の世帯主に対して市独自の支援金を支給する。
●支給額は、次のとおりです。
（世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額が３/４になります。）
<table>
<tr><th>被災区分</th><th colspan="2">加算支援金</th></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊</td><td>建設・購入・補修</td><td>25 万円
(18.75 万円)</td></tr>
<tr><td>賃借
（公営住宅を除く）</td><td>12 万円
(9 万円)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">準半壊</td><td>建設・購入・補修</td><td>15 万円
(11.25 万円)</td></tr>
<tr><td>賃借
（公営住宅を除く）</td><td>7 万円
(5.25 万円)</td></tr>
</table>
※（ ）は単身世帯の金額になります。
●申請書類
・牧之原市被災者生活再建支援金申請書兼請求書（様式第１号）
・振込先の口座が確認できる書類等の写し
・支給内容を証明する書類等の写し
・その他市長が必要と認める書類
※その他、申請書等の必要書類は個別にご案内します。
●申請期間
災害発生日から 37 か月以内（令和 10 年 10 月４日まで）
●申請場所
総合健康福祉センターさざんか１階（牧之原市静波 991-1）
●申請受付
平日、午前８時 15 分から午後５時（正午～午後１時除く）
●留意事項
対象になると思われる方には、市より別途通知をしています。
</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>
●被害認定調査において半壊及び準半壊の判定を受けた世帯で、次に掲げるいずれかに該当する世帯の世帯主とする。
・市内に住宅を建設または購入する世帯
・被災住宅を補修する世帯
・市内の賃貸物件に居住している世帯
※定義
世帯とは災害発生時において、本市に生活の本拠を有していた世帯
</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>社会福祉課　　☎：0548-23-0070</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護費））</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>貸付（融資）</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。
●生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要となる費用（福祉費（災害援護費））」についての貸付があります。それぞれの貸付限度額等は次のとおりです。
■緊急小口資金
<table><tr><td>貸付限度額</td><td>10 万円以内</td></tr><tr><td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr><tr><td>据置期間</td><td>貸付けの日から２月以内</td></tr><tr><td>償還期間</td><td>据置期間経過後 12 月以内</td></tr></table>
■福祉費（災害援護費）
<table><tr><td>貸付限度額</td><td>150 万円（目安）</td></tr><tr><td>貸付利率</td><td>連帯保証人を立てた場合：無利子
連帯保証人を立てない場合：年 1.5%</td></tr><tr><td>据置期間</td><td>貸付けの日から６月以内</td></tr><tr><td>償還期間</td><td>据置期間経過後７年以内（目安）</td></tr></table>
●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例 措置を実施することがあります。
●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会又はお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯
●福祉費（災害援護費）については、災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>牧之原市社会福祉協議会　☎：0548-52-3500
静岡県社会福祉協議会　☎：054-254-5244</td></tr>
</table>

制度の名称	**母子父子寡婦福祉資金貸付金**
支援の種類	貸付(融資)
制度の内容	●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特例措置を講じます。
活用できる方	●母子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。) 1　母子家庭の母(配偶者のない女子で現に児童を扶養している方) 2　母子・父子福祉団体(法人) 3　父母のいない児童(20 歳未満) ●父子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。) 1　父子家庭の父(配偶者のない男子で現に児童を扶養している方) 2　母子・父子福祉団体(法人) 3　父母のいない児童(20 歳未満) ●寡婦福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。) 1　寡婦(かつて母子家庭の母であった方) 2　40 歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方
お問い合わせ	子ども子育て課　☎：0548-23-0071

制度の名称	**教科書等の無償給与**
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づき、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒(特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む)が対象です。 ●学用品類は原則 15 日以内、教科書は原則１か月以内の申請が必要です。
お問い合わせ	(高校生分)静岡県義務教育課　☎：052-221-2758 (小中学生分)市学校教育課　☎：0548-53-2645

制度の名称	**特別支援学校等への就学奨励事業**
支援の種類	給付・還付、現物支給・現物貸与
制度の内容	●災害等により、特別支援学校又は特別支援学級への就学が経済的に困難となった児童又は生徒の保護者を対象に、就学に必要な通学費、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助します。
活用できる方	●災害等により、家計維持者が離職・休職するなど、経済的な理由によって就学が困難となった特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者が対象です。
お問い合わせ	(小中学生分)市教育総務課　☎：0548-53-2642 (特別支援学校分)在籍する各特別支援学校

制度の名称	**小・中学生の就学援助措置**
支援の種類	給付・還付
制度の内容	●災害等により経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助します。
活用できる方	●災害等により、家計維持者が離職・休職するなど、経済的な理由によって就学が困難となった児童・生徒の保護者。なお、避難をされている方も、この制度を活用することができます。
お問い合わせ	(高校生分)静岡県義務教育課　☎：052-221-2758 (小中学生分)市教育総務課　☎：0548-53-2642

制度の名称	**静岡県高等学校等奨学給付金（家計急変）**
支援の種類	給付
制度の内容	●住民税非課税相当の世帯に対し、奨学給付金（家計急変）を給付します。
活用できる方	●保護者の失職又は収入の減少等により年間収入見込額が住民税非課税相当まで減少が見込まれる方が対象です。
お問い合わせ	在籍する高等学校

制度の名称	**（静岡県）教育奨学金の貸与**
支援の種類	貸付
制度の内容	●経済的に修学が困難な高校生に対し、教育奨学金（教育資金）を貸与します。
活用できる方	●保護者の失職又は収入の減少等により経済的に修学が困難と認められる方が対象です。
お問い合わせ	在籍する高等学校

制度の名称	**県立学校授業料の減免**
支援の種類	減免
制度の内容	●天災、火災その他災害により著しく損害を受けた者の県立学校授業料を減免します。
活用できる方	●現に居住する住居が半壊・半焼・床上浸水などの被害を受けた方が対象です。
お問い合わせ	在籍する高等学校

制度の名称	**静岡県私立高等学校等就学支援金（家計急変）**
支援の種類	減免
制度の内容	●天災、火災その他災害など、自己の責めに帰することのできない理由による離職などにより、従前得ていた収入を得ることができない場合に、授業料の一部を減免します。
活用できる方	●生徒の保護者等が、被災による就業困難等で収入が一定基準以下に減少した方が対象です。
お問い合わせ	静岡県私学振興課　☎：052-221-2065

制度の名称	**静岡県私立高等学校等専攻科修学支援金（家計急変）**
支援の種類	減免
制度の内容	●天災、火災その他災害など、自己の責めに帰することのできない理由による離職などにより、従前得ていた収入を得ることができない場合に、授業料の一部を減免します。
活用できる方	●生徒の生計維持者等で、被災による就業困難等で収入が一定基準以下に減少した方が対象です。
お問い合わせ	静岡県私学振興課　☎：052-221-2065

制度の名称	**静岡県私立高等学校等授業料減免（家計急変）補助金**
支援の種類	減免
制度の内容	●天災、火災その他災害など、自己の責めに帰することのできない理由による離職などにより、授業料の納付が困難となった者に係る授業料の一部を減免します。
活用できる方	●児童・生徒の保護者等が、被災による就業困難等で収入が一定基準以下に減少した方が対象です。
お問い合わせ	静岡県私学振興課　☎：052-221-2065

制度の名称	**静岡県私立高等学校等奨学給付金（家計急変）**
支援の種類	給付
制度の内容	●天災、火災その他災害など、自己の責めに帰することのできない理由による離職などの家計急変によって保護者等の年間収入見込額が住民税非課税相当の所得水準まで減少すると見込まれる世帯を対象に、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため給付金を支給します。
活用できる方	●保護者の失職又は収入の減少等により年間収入見込額が住民税非課税相当まで減少する見込ませる世帯の方が対象です。
お問い合わせ	静岡県私学振興課　☎：052-221-2065

制度の名称	**国の教育ローン（災害特例措置）**
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。 災害特例措置により年収（所得）制限が一部緩和されています。 ※詳しくは、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。
活用できる方	●世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター ☎：0570－008656 又は 03－5321－8656

制度の名称	**大学等授業料等減免措置**
支援の種類	減免・猶予(延長・金利の引き下げ含む)
制度の内容	●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校(大学、短期大学、大学院、高等専門学校)において授業料等の減額、免除を行います。 ※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。
活用できる方	●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各学校(授業料担当窓口)

制度の名称	**高等教育の修学支援新制度(家計が急変した学生)**
支援の種類	減免・給付
制度の内容	●住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に,学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。
活用できる方	●通常は、前年度の課税標準額により審査を行いますが、災害等の影響で家計が急変した場合には,家計急変後の収入見込みにより審査し、所得要件等を満たした方が対象です。
お問い合わせ	給付型奨学金について、在籍する各学校(奨学金担当窓口) 又は日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301 授業料等減免について、在籍する各学校(授業料担当窓口)

制度の名称	**日本学生支援機構の貸与型奨学金(緊急採用・応急採用)**
支援の種類	貸与
制度の内容	●災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、奨学金の貸与を実施します。
活用できる方	●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校(専門課程)の学生・生徒
お問い合わせ	在籍する各学校(奨学金担当窓口)

制度の名称	**JASSO 災害支援金**
支援の種類	給付
制度の内容	●災害等により、学生・生徒又はその生計維持者の居住する住宅に、半壊(半流出・半埋没及び半焼失を含む)以上の被害を受けたり、床上浸水となったり、自治体からの避難勧告が1か月以上続いた学生・生徒に対して、支援金(10 万円)を支給します。
活用できる方	●日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校(専門課程)の学生・生徒
お問い合わせ	在籍する各学校(JASSO 災害支援金担当窓口)

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>保育料の減免</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>減免</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により被害を受け、下記の基準に該当される世帯は、保育料の減免措置を受けることができます。
（制度内容）
１　対象者
市が保育料を決定している保育所等に入所する０～２歳児の利用者負担金を負担している世帯のうち、以下の要件に該当する世帯
（１）居住する住家が全壊の世帯
（罹災証明書上の「住家の被害の程度」が「全壊」の世帯）
（２）居住する住家が半壊の世帯
（罹災証明書上の「住家の被害の程度」が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」のいずれかの世帯）

２　減免の内容等
<table>
<tr><th>被害の程度</th><th>減免の割合</th><th>減免の期間</th></tr>
<tr><td>全壊の世帯</td><td>全部</td><td>令和７年９月分から
令和８年８月分まで</td></tr>
<tr><td>半壊の世帯</td><td>２分の１</td><td>令和７年９月分から
令和８年３月分まで</td></tr>
</table>
３　申請書類
・減免申請書
・罹災証明書（コピー可）

＜申請受付＞
令和７年 10 月 17 日（金）～ 令和８年３月 31 日（火）</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により被害を受けた世帯</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>子ども子育て課　　☎：0548-23-0075</td></tr>
</table>

制度の名称	**被災代替家屋に係る固定資産税の特例**
支援の種類	減額
制度の内容	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等で被災した家屋（被災家屋）に代わる家屋（代替家屋）を取得または改築し、要件を満たすものについて固定資産税を減額します。 ＜対象者＞ （１）被災家屋の所有者（共有名義の場合は共有者を含む） （２）（１）に相続があった場合はその相続人 （３）（１）と代替家屋に同居する三親等内の親族 （４）（１）が法人の場合における、合併法人又は分割承継法人 ＜被災家屋の要件＞ 以下の（１）及び（２）を満たすもの （１）令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により滅失又は損壊した家屋で、市町の調査で被害の程度が「半壊」以上である家屋 （２）取り壊し、売却などの処分が行われた家屋 ＜代替家屋の要件＞ 令和７年９月５日から令和 12 年３月 31 日までの間に取得または改築した家屋で、以下の（１）及び（２）を満たすもの （１）被災家屋に代わるものとして取得または改築した家屋（新築建売や中古取得を含む） （２）種類（用途）または使用目的が被災家屋と同一である家屋 （※）「改築」とは、被災した部分を取り壊し、補充部分を再構築することをいい、修理は含みません。 ＜特例の内容＞ 代替家屋に係る固定資産税のうち、被災家屋の床面積相当分の税額について、取得の翌年から４年度分を２分の１に減額します。 （※）共有名義の場合は持ち分割合に応じて面積按分により算定 ＜提出書類＞ （１）被災家屋の代替家屋に対する固定資産税の特例適用申告書 （２）被災家屋の処分状況がわかる書類の写し （解体契約書、解体証明書、売買契約書　等） （３）被災家屋の所有者と代替家屋の所有者が異なる場合は、その関係がわかる書類の写し （戸籍謄本、住民票、法人の登記事項証明書　等） （４）罹災証明書、被災証明書の写し（被害程度が記載されたもの）

	（５）被災家屋が所在していたことがわかる書類の写し （令和７年度の固定資産税課税明細書、名寄帳　等） （※）（４）（５）は被災家屋が市外のものである場合のみ ＜提出期限＞ 代替家屋を取得または改築した日の属する年の翌年１月 31 日まで （※）令和７年中に取得または改築された場合はご相談ください
活用できる方	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等で被災した家屋に代わる家屋を取得または改築した納税義務者等
お問い合わせ	税務課　　☎：0548-23-0035

制度の名称	**被災住宅用地の特例**
支援の種類	減額
制度の内容	●賦課期日（１月１日）現在に住宅の敷地となっている土地（住宅用地）は、特例措置により税負担が抑えられていますが、令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等で滅失した住宅（被災住宅）の敷地である土地は、申告により被災住宅用地として住宅用地と同様の特例が適用され固定資産税が減額されます。 ※通常の固定資産税における住宅用地の課税標準の特例措置 小規模住宅用地（200 ㎡以下）　価格の１／６ 一般住宅用地　価格の１／３ ＜要件＞ （１）令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により滅失した住宅の敷地であること （２）被災年度分の固定資産税が住宅用地の特例の適用を受けていたこと （３）新たに住宅用家屋を建築する予定があること （４）竜巻被災時に所有していた方が、引き続き所有していること（被災時に所有していた方の相続人等（３親等以内の親族）も含みます） ＜特例適用年度＞ 被災年度の翌年度、最長翌々年度 ※令和７年９月の竜巻被害の場合、令和８年度または令和９年度まで ＜提出書類＞ （１）被災住宅用地申告書 （２）罹災証明書の写し （３）納税義務者が被災住宅用地について、被災日以降の所有者であるときは、前所有者との関係を証する書類 ＜対象外となる場合＞ （１）被災後の土地を第三者が取得した場合 （２）駐車場、資材置き場、太陽光発電など住宅以外の用途で使用している場合
活用できる方	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等で滅失し、または損壊した家屋の敷地である土地を所有する納税義務者等
お問い合わせ	税務課　☎：0548-23-0035

制度の名称	**被災代替償却資産の特例**
支援の種類	減額
制度の内容	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等で滅失または損壊した償却資産（被災償却資産）の所有者が、被災償却資産に代わる償却資産（代替償却資産）を取得又は改良した場合、特例が適用され固定資産税が減額されます。 ＜要件＞ 令和７年９月５日の台風に伴う竜巻により滅失又は損壊した償却資産で、以下の（１）又は（２）を満たすもの （１）被災償却資産に代わるものとして取得した資産で、次のいずれにも該当すること ・被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの ・代替償却資産が最初に固定資産税を課されることとなった年度において、被災償却資産が償却資産課税台帳に登録されていない（除却又は売却等の処分がなされていること） （２）被災償却資産が復旧し、又は補強などを行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの ＜特例の内容＞ 取得又は改良が行われた部分が課税されることとなった年度から４年度分に限り、課税標準額を２分の１に軽減します。 ＜提出書類＞ （１）被災代替償却資産特例申告書 （２）代替償却資産対照表 （３）令和７年１月２日から９月４日までの間に取得し、令和７年９月５日の台風に伴う竜巻で被災した償却資産については、被災時に被災地に所在、所有したことを証する書類（納品書の写しなど）を添付してください （４）代替償却資産の取得者が、被災償却資産の所有者の相続人等である場合も特例の適用が認められますので、その場合は相続人であることを証する書類を添付してください。 ※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。 ＜提出期限＞ 代替償却資産を取得した翌年の１月 31 日まで
活用できる方	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等で滅失し、または損壊した償却資産を所有する納税義務者等
お問い合わせ	税務課　　☎：0548-23-0035

制度の名称	**国民健康保険の医療費の一部負担金減免等**
支援の種類	減免
制度の内容	●災害などの特別な理由により収入が著しく減少し、医療費の自己負担分（一部負担金）の支払いが困難な場合に減免を受けられる場合があります。 ＜減免期間＞ 令和７年９月５日（金）から 12 月 31 日(水)までの療養に係る一部負担金 ＜申請に必要な書類（収入の減少）＞ （１）本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) （２）実収月額（収入から税や商売等に必要な経費を控除した額）がわかるもの （３）世帯主及び国民健康被保険者の預貯金額がわかるもの ●国民健康保険被保険者が災害によって負った外傷（骨折、打撲、切り傷等）に係る一部負担金を免除又は還付します。 ＜減免期間＞ 令和７年９月５日（金）から 12 月 31 日(水)までの療養に係る一部負担金 ＜申請に必要な書類（災害による外傷）＞ （１）本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) （２）医師の診断書又は外傷を負ったことがわかる診療報酬明細書 ※公簿等で事実を確認できる場合は、添付を省略できます。 （３）医療機関等に支払った一部負担金の額が分かる領収書
活用できる方	●収入の減少に係る減免 次の①③又は②③に該当する世帯 ①実収月額が標準生活費の 1.155 倍に相当する額以下の世帯は「免除」 ②実収月額が標準生活費の 1.155 倍を超え、1.2 倍以下の世帯は「減額」となります（国民健康保険税に滞納がある世帯は減免にはなりません)。 ※標準生活費：生活保護法第 11 条第１項第１号から第３号までに掲げる扶助について同法第８条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した当該世帯主等の需要の額の合計額 ③世帯主等の預貯金の額の合計額が減免基準額の３箇月分 ●災害による外傷を負った国民健康保険被保険者 ※住家に半壊以上の損害を受けた国民健康保険被保険者には個別で案内を送りしています。
お問い合わせ	国保年金課　☎：0548-23-0023

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>介護保険料の減免</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>減免</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>

●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により、下記の基準に該当される牧之原市介護保険の加入者は、令和８年度の介護保険料の減免措置を受けることができます。令和８年度の介護保険料が減免される割合は、以下のとおりです。

（１）住家の損害に対する減免

<table>
<tr><td>被害の程度</td><td>全壊</td><td>大規模半壊</td><td>中規模半壊</td><td>半壊</td></tr>
<tr><td>減免の割合</td><td>全額</td><td colspan="3">２分の１</td></tr>
</table>

※損害の程度・・・罹災証明書の被害程度により判定

（２）人的被害に対する減免

<table>
<tr><td>被害の程度</td><td>減額・免除措置の割合</td></tr>
<tr><td>主たる生計維持者が
死亡又は重篤な傷病を負った場合</td><td>全額</td></tr>
</table>

（３）所得の減少に対する減免

主たる生計維持者の事業収入等が、令和６年度と比較して 10 分の３以上減少した場合は以下のとおりです。

<table>
<tr><td>前年の合計所得金額</td><td>免除又は軽減の割合</td></tr>
<tr><td>200万円以下であるとき</td><td>全額</td></tr>
<tr><td>200万円を超えるとき</td><td>10分の８</td></tr>
</table>

＜対象保険料＞

令和８年４月１日から令和８年 12 月 31 日までの間に、普通徴収の納期限が設定されている又は特別徴収される保険料

＜申請に必要な書類＞

・減免申請書
・事業収入減少が分かる書類（該当者のみ）
・罹災証明(写しでも可)

※令和７年度に減免を受けている方も、令和８年度分として再度申請が必要です。

＜申請期限＞

令和９年３月 31 日（水）まで

</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻により、居住する住宅又は家財に被害等を受けた 65 歳以上の介護保険被保険者</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>長寿介護課　　☎：0548-23-0076</td></tr>
</table>

制度の名称	**国民年金保険料の免除**
支援の種類	減免
制度の内容	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により、住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね２分の１以上の損害を受けた場合、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除されます。 ※申請前に納付された保険料は免除されません。 ※免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、国保年金課（榛原庁舎２階）又は島田年金事務所へお問い合わせください。 ＜申請に必要な書類＞ ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） その他申請に必要な書類はお問い合わせください。
活用できる方	国民年金第１号被保険者で上記に該当する方
お問い合わせ	国保年金課　☎：0548-23-0023

制度の名称	**漏水に伴う水道料金の減免**
支援の種類	減免
制度の内容	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により漏水が発生し、平常時よりも水道料金が増加した水栓を対象に水道料金の一部を免除します。 ＜減免対象月＞ 令和７年 10 月請求分（令和７年８，９月使用分） ＜減免内容＞ 令和７年４～８月請求分の平均又は令和６年10月水道料金との差額を還付 ＜申請方法＞ 被災の状況により申請に必要な資料が異なりますので下記担当課までお問い合わせください。 ＜申請期限＞ 令和８年８月 31 日（月）まで
活用できる方	●申請対象の水栓が牧之原市給水区域内に設置されており（牧之原市に水道料金をお支払いいただいている水栓）であり、市指定給水装置工事事業者により漏水を修理した方 ＊吉田町給水区域内に設置されている水栓につきましては、吉田町上下水道課　☎：0548-33-2127　までお問い合わせください。 減免の制度が異なる場合がございます。
お問い合わせ	水道課　☎：0548-23-0081

制度の名称	**国税の特別措置**
支援の種類	減免・猶予(延長・金利の引き下げ含む)
制度の内容	●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から２か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、国税庁長官が申告・納付などの期限を延長する地域と期日を定めて告示することで、その告示の期日まで申告・納付などの期限が延長される場合(地域指定)と、所轄税務署長に申告・納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることにより延長される場合(個別指定)とがあります。 ●納税の猶予 災害などにより被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。 ●予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請(一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請)をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。 ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、 １　所得税法に定める雑損控除の方法 ２　災害減免法に定める税金の軽減免除による方法 のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
活用できる方	●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。 ●納税の猶予については、災害により全積極財産の概ね１/５以上の損失を受けた方、災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方など、一定の要件を満たす方が対象です。 ●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の１/２以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が 1,000 万円以下である方などが対象です。 ●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受け

	た方、災害に関連してやむを得ない支出(災害関連支出)をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の１/２以上で、被害を受けた年分の所得金額が 1,000 万円以下の方が対象です。
お問い合わせ	島田税務署　　☎：0547-37-3121

制度の名称	**自動車税（旧:自動車税種別割）の減免**
支援の種類	減免
制度の内容	●この減免を受けるには、財務事務所への申請が必要です。まずはお電話にてお問い合わせください。 ●災害にあった自動車を修繕した場合 〈概要〉 修理のためにかかった費用から、保険金、損害賠償金などを控除した金額が、自動車税の年税額を超えた場合、自動車税が概ね 50%減免される場合があります。 〈減免額〉 修理にかかった費用から、保険金、損害賠償金などを控除した金額が、自動車税の年税額を超えた場合に、年税額の 50% 〈提出書類〉 ① 自動車税減免申請書 ②「自動車補修の明細書の写し（分解整備定期点検簿の写し）（修理業者等が発行）」又は「自動車保険事故調査報告書（保険会社等が発行）」の写し ③罹災証明書 ※発行されない場合は省略可 ※その他被災状況が確認できるもの（被災写真等）があれば可能な限り添付 ●災害によって自動車が使用不能となり、廃車した場合 〈概要〉 災害があった翌月から、抹消（廃車）登録をした月までの自動車税が、月割りで減免されます。 （注）この場合、減免を受けるには、その自動車が解体されたうえで、抹消登録（道路運送車両法第 15 条及び第 16 条（当該自動車を解体処理した場合に限る。）による永久抹消登録）することが必要です。 〈減免額〉 災害があった翌月から、抹消（廃車）登録をした月までの月割税額 〈提出書類〉 ①自動車税減免申請書 ②抹消登録を確認できる書類の写し ③罹災証明書 ※発行されない場合は省略可
活用できる方	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により、自動車に被害を受けられた方
お問い合わせ	藤枝財務事務所 課税課 課税第１班 ☎：054-644-9122

制度の名称	**マイナンバーカード等の再交付手数料の免除**
支援の種類	免除
制度の内容	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等によりマイナンバーカードを紛失等した場合は、無料でカードの再交付の申請を行うことができます。 【申請場所】 市民課（榛原庁舎２階、相良庁舎１階①番窓口） 【対象のお手続き】 マイナンバーカード及び電子証明書の再交付手続き
活用できる方	●令和７年９月５日以前に、マイナンバーカードを受け取られている方で、罹災証明書又は被災届出証明書の交付を受けられた方
お問い合わせ	市民課　　☎：0548-23－0021

制度の名称	**住民票等の交付手数料の免除**
支援の種類	免除
制度の内容	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等で被災された方を対象に、次のとおり証明書等の交付手数料を免除します。 【対象となる手続き】 （１）印鑑登録証明書の交付 （２）印鑑登録証の再交付 （令和７年９月５日以前に印鑑登録をされていた方に限る） （３）戸籍（除籍）謄本・抄本の交付 （４）住民票（除票）の写し・住民票（除票）記載事項証明書の交付 （広域交付住民票は対象外） （５）戸籍附票（除票）の写しの交付 【申請場所】 市民課（榛原庁舎２階、相良庁舎１階①番窓口） 【手続き方法】 窓口で請求される際、以下の書類を提示してください。 （１）罹災証明書又は被災届出証明書 （２）本人確認ができるもの （３）令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等に関連する手続きとして、公的機関等に提出することが確認できる書類 ※印鑑登録証の再交付では、登録する印鑑と写真付きの身分証明書をお持ちください。また、再交付には数日要する場合があります。 ※代理人が来られる場合は、委任状が必要となります。 ※コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。
活用できる方	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等に関連し、公的機関（国又は地方公共団体）への手続き、損害保険の請求等に証明書を使用される場合で罹災証明書又は被災届出証明書の交付を受けられた方
お問い合わせ	市民課　　☎：0548-23－0021

制度の名称	**税証明書の手数料の免除**
支援の種類	免除
制度の内容	●罹災証明書又は被災届出証明書の交付を受けられた方で、災害に関連し、公的機関（国又は地方公共団体）の手続きに使用される場合には、以下の証明書の交付手数料を免除します。 【対象となる税証明書】 ・所得証明書 ・課税証明書 ・非課税証明書 ・住民税決定証明書 ・納税証明書 ・評価証明書 ・公課証明書 ・資産（無資産）証明書 ・住宅家屋証明書 ・営業証明書 ・課税台帳（名寄）閲覧 【証明書の交付窓口】 ・市役所榛原庁舎　２階市民課 ・市役所相良庁舎　１階市民課①番窓口 ※手数料の免除申請には、罹災証明書又は被災届出証明書と公的機関に提出することがわかる書類の提示が必要です。 ※所得証明書、課税証明書、非課税証明書、住民税決定証明書、納税証明書、評価証明書、公課証明書、資産（無資産）証明書、住宅家屋証明書、課税台帳（名寄）閲覧については、同一世帯以外の方が来庁される場合は、委任状が必要になります。また、営業証明書については、法人代表者および関係者、自動車販売業者以外の方が来庁される場合は、委任状が必要になります。 ※コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。
活用できる方	●罹災証明書又は被災届出証明書の交付を受けられた方
お問い合わせ	税務課　☎：0548-23-0022

制度の名称	**大規模災害による旅券手数料の減免**
支援の種類	減免
制度の内容	●災害救助法が適用された市町村に住民票を有していた方で、被災された方について旅券の発給手数料が減免される場合があります。なお、減免期間は、災害救助法適用日から原則１年（令和８年９月４日まで）です。 【申請場所】 市民課（相良庁舎１階①番窓口） 【手続き方法】 窓口で請求される際、以下の書類をお持ちください。 （１）罹災証明書 （２）災害発生時の居住地を証明する書類：住民票の写し又は戸籍の附票 ※牧之原市で発行する住民票の写し又は戸籍の附票については無料です。ただし、コンビニ交付は対象外ですのでご注意ください。 （３）その他、通常の申請に必要な発給申請書等関係書類、写真（旅券用） ※電子申請は対象外です。 ※減免申請は１回限りの申請となります。
活用できる方	●次の要件を共に満たす方 （１）被災当時に災害救助法適用市町村に住民票を有していた方又は被災当時に被災地に住民票を有していた方で申請時に静岡県内に居住している方 （２）全壊、半壊の被害を受けた方 ※準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）は対象外です。
お問い合わせ	市民課相良窓口係　☎：0548-53-2604 静岡県旅券室　☎：054-221-3755

制度の名称	**紛失、汚損又は破損した図書館資料の弁償免除**
支援の種類	免除
制度の内容	●牧之原市立図書館の利用者で、自然災害等により、令和７年９月５日より以前に借りた資料（書籍）を紛失、汚損又は破損した場合、申請により牧之原市立図書館条例施行規則第６条の規定に基づく資料の弁償を免除することができる場合があります。 【申請場所】 文化の森図書館いろ葉又は図書交流館いこっと 【手続方法】 申請される際、次の物をお持ちください。 （１）利用者カード （２）罹災証明書 （３）汚損又は破損した資料（書籍）
活用できる方	●次の要件を共に満たす方 （１）罹災証明が交付されている牧之原市立図書館の利用者 （２）令和７年９月５日以前に借りた牧之原市立図書館が所蔵する資料（書籍）で、自然災害等により紛失、汚損又は破損した場合
お問い合わせ	文化の森図書館いろ葉　☎：0548-23-0094

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>災害復興住宅融資（建設）</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>貸付（融資）</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅の建設や宅地の整備（液状化対策等を含む）の費用に充てるために利用できる融資です。
●融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません。
※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約２分の１以上必要です。
●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。
●融資の限度額・返済期間は下表のとおりです。

<table>
<tr><td></td><td>融資限度額（※１）</td><td>返済期間（※２）</td></tr>
<tr><td>土地取得資金なし</td><td>4,500 万円</td><td rowspan="2">35 年</td></tr>
<tr><td>土地取得資金あり</td><td>5,500 万円</td></tr>
</table>
※１　高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と土地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。
※２　高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。
●この融資は、融資の日から最長３年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。
（注）その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（www.jhf.go.jp）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>独立行政法人住宅金融支援機構
カスタマーセンター（災害専用ダイヤル）
☎：0120－086－353（通話無料）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>災害復興住宅融資（購入）</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>貸付（融資）</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を購入する費用に充てるために利用できる融資です。
●融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません。
※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約２分の１以上必要です。
●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。
●融資の限度額・返済期間は下表のとおりです。
<table>
<tr><td>融資限度額（※１）</td><td>返済期間（※２）</td></tr>
<tr><td>5,500 万円</td><td>35 年</td></tr>
</table>
※１　高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と土地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。
※２　高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。
●この融資は、融資の日から最長３年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。
（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（www.jhf.go.jp）又は下記のお問い合せ先にご確認ください。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>独立行政法人住宅金融支援機構
カスタマーセンター（災害専用ダイヤル）
☎：0120－086－353（通話無料）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>災害復興住宅融資（補修）</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>貸付（融資）</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅の補修や宅地の整備（液状化対策等を含む）の費用に充てるために利用できる融資です。
●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。
●融資の限度額・返済期間は下表のとおりです。
<table><tr><td>融資限度額（※１）</td><td>返済期間（※２）</td></tr><tr><td>2,500 万円</td><td>35 年</td></tr></table>
※１　高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と土地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。
※２　高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。
●この融資は、融資の日から１年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することが出来ます。
（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（www.jhf.go.jp）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修される方で、「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>独立行政法人住宅金融支援機構
カスタマーセンター（災害専用ダイヤル）
☎：0120－086－353（通話無料）</td></tr>
</table>

制度の名称	**住宅金融支援機構融資の返済方法の変更**
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 ●概要は次のとおりです。 １　返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、１～３年間 ２　払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5％の金利引下げ(ただし､引下げ後の金利が０％を下回る場合は0.01％までの引下げ) ※フラット３５（買取型）の場合は0.5％引き下げた金利 ３　返済期間の延長：被災の程度に応じて、１～３年 ※支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。 ※（参考）住宅金融支援機構ホームページ（www.jhf.go.jp）
活用できる方	●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。 １　融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 ２　債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 ３　商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 カスタマーセンター（災害専用ダイヤル） ☎：0120－086－353（通話無料）

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>貸付（融資）</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。
●貸付限度額等は次のとおりです。
<table>
<tr><td>貸付限度額</td><td>250 万円（目安）</td></tr>
<tr><td>貸付利率</td><td>連帯保証人を立てた場合：無利子
連帯保証人を立てない場合：年 1.5%</td></tr>
<tr><td>据置期間</td><td>貸付けの日から６月以内</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>据置期間経過後７年以内（目安）</td></tr>
</table>
●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。
●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会又はお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯
●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>牧之原市社会福祉協議会　☎：0548-52-3500
静岡県社会福祉協議会　☎：054-254-5244</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>母子父子寡婦福祉資金貸付金</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>貸付(融資)</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。
●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特例措置を講じます。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●母子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。)
1　母子家庭の母(配偶者のない女子で現に児童を扶養している方)
2　母子・父子福祉団体(法人)
3　父母のいない児童(20 歳未満)
●父子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。)
1　父子家庭の父(配偶者のない男子で現に児童を扶養している方)
2　母子・父子福祉団体(法人)
3　父母のいない児童(20 歳未満)
●寡婦福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。)
1　寡婦(かつて母子家庭の母であった方)
2　40 歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>子ども子育て課　☎：0548-23-0071</td></tr>
</table>

制度の名称	**賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）**
支援の種類	現物貸与
制度の内容	●住宅が被災により一定の被害を受け、そのままの状態では住むことができない場合で、自らの資力で住居を確保することができない被災者に対して、災害救助法に基づき民間賃貸住宅を無償で提供する制度です。 ＜条件＞ 賃貸する物件の家賃が１か月当たり次の額以下であること １人世帯　５．０万円以下 ２人世帯　７．０万円以下 ３人～４人世帯　７．５万円以下 ５人以上の世帯　１１．０万円以下 ＜入居期間＞ 最長２年間 ※賃貸物件は、入居希望者ご自身で探していただきます。 ※駐車場代、光熱水費、自治会費等は入居者の負担となります。
活用できる方	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により、牧之原市在住の被災者において、住まいが全壊・半壊（自宅に居住できない人に限る）した人又は道路・電気・ガス・水道等設備復旧に長期間の見込みがある方
お問い合わせ	都市住宅課　☎：0548-53-2633

制度の名称	**公営住宅への入居**
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	●低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができます。 ●公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。
活用できる方	●以下の要件を満たす方が対象です。 住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方 ※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地方公共団体（都道府県、市町村）で別に定める場合があります。
お問い合わせ	県営住宅：静岡県公営住宅課　☎：054-221-3085 市営住宅：牧之原市都市住宅課　☎：0548-53-2633

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>公費解体制度</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>サービス等</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●９月５日の台風に伴う竜巻等により損壊した被災家屋等を、所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって解体・撤去等を行う制度です。なお、この制度は、あくまでも建物すべての解体を対象としており、リフォームに伴う解体や、屋根・外壁など建物の一部を解体する場合は対象外となります。
●対象となる家屋・撤去物
個人又は中小企業者及びこれに準ずる公益法人等*が所有し、次に該当するもの。
・罹災証明書で被害判定を受けている住家やアパート
・市の調査により被害状況が判定されている又は生活環境保全上、解体・撤去が必要と認められる事務所や工場、倉庫、店舗、ビニールハウス等
＊建物の基礎部分や建物に付属する浄化槽・便槽も、建物と一体的に解体する場合は対象となります。また、建物と隣接する倉庫等の建物も状況により、対象となる場合があります。
＊ここでいう中小企業者とは、中小企業基本法第２条に規定する企業で、本制度の要件に該当する企業者です（要件は、環境課へお尋ねください）。また公益法人等とは、学校法人、宗教法人、医療法人、一般社団法人などです。

●被害判定別の市の実施対象項目
罹災証明書等の被害の判定に応じて、市の実施する項目が異なります。
<table><tr><td></td><td>建物の解体</td><td>廃棄物の運搬・処分
（災害ごみ仮置場への搬入が前提）</td></tr><tr><td>全壊</td><td>対象</td><td>対象</td></tr><tr><td>大規模半壊・中規模半壊・半壊</td><td>対象外</td><td>対象</td></tr></table>＊廃棄物を災害ごみ仮置場へ搬入することにより、市が廃棄物を処分します。
＊上表に記載されていない被害判定については、この制度の対象外となります。

●自費解体制度
すでに家屋の解体・撤去等を実施済みの方には、その費用の一部を償還（お支払い）できる場合があります。詳しくは、環境課へお尋ねください。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等で、住家等に一定の被害判定を受けた方</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>●申請や自費解体制度に関すること：環境課　☎：0548-53-2609
●解体工事や廃棄物の運搬に関すること：
公園公共建築課　☎：0548-53-2629
●ビニールハウス等の農業関連施設に関すること：
お茶特産課　☎：0548-53-2621</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>住宅の応急修理</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>現物支給</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで元の住家に引き続き住めるようにすること等を目的としたもので、応急修理に掛かる費用 （限度額内の修理費用）を被災者に代わって牧之原市が支払う制度です。（災害発生日から令和８年９月４日まで）。
＜修理の範囲＞
居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分であって、緊急に応急修理をすることが必要な部位です。
＜費用の限度額＞
<table>
<tr><td>被害認定</td><td>限度額</td></tr>
<tr><td>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊</td><td>一世帯あたり 最大 73 万 9 千円</td></tr>
<tr><td>準半壊</td><td>一世帯あたり 最大 35 万 8 千円</td></tr>
</table>
＜必要書類＞
・災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第 1 号）
・資力に関する申出書（様式第 2 号）
・修理見積書（様式第 3 号）
・罹災証明書（写）
・施工前の被害状況がわかる写真</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●罹災証明の区分で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、 「半壊」、「準半壊」と記載されている住宅</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>都市住宅課 ☎：0548-53-2633</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>株式会社日本政策金融公庫による資金貸付</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>融資</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●株式会社日本政策金融公庫では、災害により被害を受けた農林漁業者等に対する各種の資金貸付を行っています。
・農林漁業セーフティネット資金（災害）：
災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金を融資します。
・農林漁業施設資金（災害復旧施設）：
災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金を融資します。
●上記のほかにも農林漁業者等に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●農林漁業者等</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>株式会社日本政策金融公庫静岡支店 農林水産事業 ☎：054－205－6070
株式会社日本政策金融公庫 ☎：0120－154－505</td></tr>
</table>

制度の名称	**災害相談窓口の設置**
支援の種類	相談窓口
制度の内容	●静岡県政策金融公庫　静岡支店　中小企業事業　☎ 054-254-3631 国民生活事業　☎ 057-004-9824 ●静岡県商工中金　静岡支店　☎ 054-254-4131 ●静岡県信用保証協会　☎ 0120-783-507 ●静岡県商工会連合会　☎ 054-255-8080 ●静岡県中小企業団体中央会　☎ 054-254-1511 ●静岡県よろず支援拠点　☎ 054-253-5117
活用できる方	●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者
お問い合わせ	中小企業庁　経営安定対策室　☎：03-3501-1511

制度の名称	**小規模事業者経営改善資金(マル経融資)**
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	●小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）は、商工会・県商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。 ●貸付限度額　2,000 万円 ※金利については、下記お問い合わせ先にご確認ください。
活用できる方	●以下の１及び２の要件を満たす方 １　小規模事業者 常時使用する従業員が 20 人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は 5 人以下）の法人・個人事業主 ２　商工会の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方
お問い合わせ	牧之原市商工会　☎：0548-52-0640

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>災害復旧貸付等の実施</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>貸付（融資）</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●令和７年台風 15 号等により被害・影響を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付等を実施します。
●日本政策金融公庫の災害復旧貸付の貸付限度額等は次のとおりです。
【国民生活事業】
<table>
<tr><td>貸付限度額</td><td>各貸付制度の貸付限度額に上乗せ３千万円</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>【特別貸付を適用した場合】
適用する各貸付制度の貸付期間に準じる
【一般貸付を適用した場合】
10 年以内（うち据置期間２年以内）</td></tr>
</table>
【中小企業事業】
<table>
<tr><td>貸付限度額</td><td>１億５千万円以内（別枠）</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>15 年以内（うち据置期間２年以内）</td></tr>
</table>
●詳細は、各機関にご確認ください。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●中小企業・小規模事業者等</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>株式会社 日本政策金融公庫　☎：0120－154－505
静岡県政策金融公庫　静岡支店　中小企業事業　☎ 054-254-3631
国民生活事業　☎ 057-004-9824</td></tr>
</table>

相談窓口名	**こころの健康相談**
相談内容、概要　お問い合わせ等	●こころの健康についての相談を受け付けています。 市の専門職（保健師、臨床心理士等）が、健康状態や困りごとなどの相談に応じます。（面談・自宅訪問等） 相談時間：午前８時 15 分から午後５時 主　　催：健康推進課　　☎：0548-23-0024 ●静岡県うちあけダイヤル（LINE 相談）： 相談時間：24 時間対応 対　　象：県内在住の 39 歳以下の若者 主　　催：静岡県 LINE ●チャイルドライン 相談時間：毎日　午後４時から午後９時 対　　象：18 歳までの子ども 主　　催：NPO 法人チャイルドライン支援センター チャット ●よりそいホットライン 「よりそいホットライン」は、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、24 時間 365 日、無料電話によって、相談者のどんな相談にも寄り添い、一緒に解決する方法を探します。 主催：一般社団法人　社会的包括サポートセンター ※よりそいホットラインホームページ https://www.since2011.net/yorisoi/　　☎：0120－279－338

制度の名称	**何でも無料電話相談【更新】**
支援の種類	サービス等
制度の内容	●被災した家の修理や解体について、今後の生活再建について等の相談に応じています。 「どんな支援策があるか知りたい」、「困っていることがあるが、どこに相談したらよいか分からない」など、被災者からの相談に応じるとともに被災者に不足しがちな各種支援策の情報を提供しています。 ●時間　平日、午前 10 時から午後４時まで（正午から午後１時除く） ご相談がある場合は、お問合せ先の静岡県弁護士会にご連絡ください。
活用できる方	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等で被災された方
お問い合わせ	静岡県弁護士会　☎：054-204-1999 社会福祉課　　☎：0548-23-0070

相談窓口名	**法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス）**
相談内容、概要 等	●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国統一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。
お問い合わせ	●法テラス・サポートダイヤル ☎：0570－078374 おなやみなし （ＩＰ電話からは 03－6745－5600） ●法テラスホームページ https://www.houterasu.or.jp/ ●法テラス静岡法律事務所 ☎：050-3383-5400 （ＩＰ電話からは 050-3383-5404） https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho-shizuokalawaccess.html （ＰＣ・スマートフォン）

制度の名称	**消費生活相談**
支援の種類	サービス
制度の内容	●消費者トラブルでお困りの方、専門の相談員が解決の方法を一緒に考えます。
お問い合わせ	牧之原市市民相談センター ☎：0548-23-0088 消費者ホットライン ☎：188（局番なし）